

当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

- 消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補金制度です。
- 2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

還元対象期間(予定)	2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)
還元対象サービス	Jデビットカード ※当組合発行のキャッシュカードをご利用いただき商品のご購入等を行うサービスです。商品購入等を行った際に、即時に利用者様の預金口座から代金の引き落としが行われます。 ※当組合の普通預金(総合口座含む)等のキャッシュカード(別紙参照)をお持ちの利用者様が取扱可能(カード発行費用(初回)となります。年会費は不要)。
還元するポイント	J-Debit ポイント ※他のポイントへの交換は不可。 ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換します。
還元方法・時期	ご利用金額に応じたポイントを、1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額をお取引のあった翌月(もしくは翌々月)に利用者様の預金口座にお振込みいたします。
還元上限額	15,000ポイント/月
還元の確認方法	(例) 取引明細(通帳明細)で〇月分としてxxx円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載 (通帳印字例) 取引内容:JD△MM△ショウヒヤカンゲンジギョウ お預かり金額:xxx円 JD:Jデビットを表す MM:取引月 △:スペース
還元に係る制約事項	ポイント還元を行うタイミングで、すでにご解約済みの口座には(口座が存在しない場合)は、ポイント還元を行いません。

《東信用組合 お問い合わせ窓口》

担当部署 : 業務推進部

受付時間 : 平日 9:00～17:00 (土日祝日を除く)

電話番号 : 03-3622-7156

《一般社団法人キャッシュレス推進協議会 ポイント還元窓口 お問い合わせ窓口》

受付時間 : 平日 10:00～18:00 (土日祝日を除く)

電話番号 : 0120-010975

Jデビットカードサービスが利用可能なキャッシュカード

・普通預金カード



・貯蓄預金カード

